

○松本市子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日

条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、松本市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 企業関係者
- (3) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (4) 地域において子育ての支援を行う者
- (5) 保健医療関係者
- (6) 有識者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 市長は、子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるとき

は、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2子どもにやさしいまちづくり委員会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員			7, 100	5, 000
-------------	--	--	--------	--------